

令和6年度（2024年度）における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した 契約の締結実績の概要

令和7年5月16日
高 知 大 学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和6年度（2024年度）における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和6年度（2024年度）の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものについて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

（1）電気の供給を受ける契約

令和6年度においては、環境配慮契約方式（裾切り方式）を適用する案件が無かったが、朝倉地区他の高圧電気契約は令和7年3月31日で契約終了となるため、令和7年度契約については環境配慮契約による競争入札を実施する。

（2）自動車の購入及び賃貸借に係る契約

環境配慮契約を適用する案件がなかった。

（3）船舶の調達に係る契約

環境配慮契約を適用する案件がなかった。

（4）建築物の設計に関する契約

環境配慮契約を適用する案件がなかった。

（5）建築物の維持管理に関する契約

環境配慮契約を適用する案件がなかった。

（6）建築物の改修に係る契約

環境配慮契約を適用する案件がなかった。

（7）産業廃棄物の処理に係る契約

環境配慮契約を適用する案件がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

学内の物品購入等及び工事契約担当部署に対して、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮されている物品の調達等を推進するよう周知を図った。